

# 大阪府営業時間短縮協力金(第2期)

## 申請期間延長のご案内

### ◆ 大阪府営業時間短縮協力金 第2期 概要

緊急事態宣言の延長に伴い、令和3年2月8日から2月28日の21日間、営業時間短縮の要請(以下「要請」)に全面的にご協力いただいた飲食店等に対し、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止及び事業継続を目的に営業時間短縮協力金(以下「協力金」)を支給します。

### ◆ 申請期間の延長について

**申請期間を延長します**

【延長後申請期間】 令和3年 **3月8日** (月曜日) から **5月14日** (金曜日) まで

〈延長前申請期間：令和3年3月8日(月曜日)から4月19日(月曜日)〉

### ◆ 申請方法

パソコン・スマートフォンで申請いただけます。大阪府ホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認ください。大阪府営業時間短縮協力金申請システムにアクセスし、申請してください。

※オンライン申請ができない方は郵送申請をご利用いただけます。(郵送については府ホームページ、または下記の間合せ先までお問い合わせください。)

※持参による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください。

大阪府営業時間短縮協力金(第2期)大阪府ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyozikantansyuku2/index.html>



### ◆ お問い合わせ先

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター

☎ **06 - 6210 - 9525** (午前9時から午後6時まで【日曜日、祝日を除く】)

**ダメ!  
絶対!**

### 協力金の不正受給は**犯罪**です!

大阪府では、府民のみなさまからの多数の情報提供により各行政機関等と連携し、店舗の活動状況に関する調査を予告なく順次行っています。

虚偽の申請は**重大な犯罪になる可能性があります**ので、事業者のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。